

**普天間基地問題と国地方係争処理委員会**

10月29日、米軍普天間基地の移設計画に関して防衛省沖縄防衛局が名護市辺野古沿岸部で埋め立て工事に着手することに対し、沖縄県の翁長知事は総務省国地方係争処理委員会に審査を求めると同時に、国土交通省の埋め立て承認を改めて求める勧告に対して、承認の取り消しは適法として応じない姿勢を示している。米軍普天間基地の移設計画は、沖縄本島中部宜野湾市市街地にある普天間基地を閉鎖・返還し、本島北部の名護市辺野古沿岸部に基地を建設し移設するものである。国は在日米軍基地が集中する沖縄県の負担を軽減するとして1996年に日米両政府が普天間基地返還に合意し、辺野古の沖合を約160ヘクタール埋め立て長さ1,800メートルの滑走路をV字型に2本建設する計画が2006年にまとまっている。国土交通省は、翁長知事が埋め立て承認を取り消したことに對し勧告を行い知事が従わない場合、国土交通大臣が知事の代わりに承認する代執行の行政訴訟を高等裁判所に起こすとしている。これに対し、翁長知事は、国と地方の争いを調停する総務省の国地方係争処理委員会に審査を申し出ることとし、11月2日に審査の申し出を行い同委員会で主張が認められなかった場合、高等裁判所に訴えを起こすことも選択肢としている。

国地方係争処理委員会は地方公共団体が許可の拒否その他の処分・公権力の行使にあたる国の関与に不服がある場合に審査を申し出る機関であり、申出に基づいて審査を行い国の関与が違法等であると認めた場合には、国に対して必要な措置を行う旨の勧告等を行う機能を持っている。委員会は、両院の同意を得て総務大臣が任命した5人の委員で構成される。委員の任期は3年で基本的に非常勤であり2人まで常勤とすることができる。委員長は委員の中から互選で選ばれる。会議は委員長が招集し委員長と委員2人以上の出席がないと会議を開けない。議決は出席者の過半数で決め可否同数の場合、委員長が決定権を持つ。委員会は審査の申出があった日から90日以内に審査を実施しなければならない。審査に際しては、必要に応じて関係行政機関の参加、参考人の意見陳述、証拠の鑑定、書類の提出要求等を行うことが可能である。審査の過程で調停による解決が可能だと判断した場合、職権によって調停案を作成し当事者に提示し、受諾するよう勧告することができる。地方公共団体は、国が委員会の勧告に沿って行った措置に不満がある場合、あるいは委員会の審査結果に不満がある場合には、措置の通知、審査結果の通知があった日から30日以内に、高等裁判所に対して訴訟を提起できる。審査申出を経ずに直接提訴することはできない審査申出前置主義をとっている。

2000年に同委員会は設置されており、これまでに審査が行われた事例は、横浜市による日本中央競馬会の場外馬券売り場への新課税（勝馬投票券発売税）に対して総務大臣が不同意とした件（2001年4月）のみである。独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対して国土交通大臣が行った北陸新幹線の工事実施計画の認可に関する新潟県の審査の申出（2009年11月）は、審査の対象に該当しないとして却下されている。このため、協議・同意制に移行して以来、実際に地方税法第261条・第671条により同意が与えられなかった事例は、横浜市が導入を目指していた勝馬投票券発売税は、JRAの競馬事業に課税することは国の経済施策に照らして不相当とされた案件となる。これについては国地方係争処理委員会による審査を経て再協議の勧告が平成13年（2001年）7月24日付けでなされが、市長の交代を経て2004年2月25日に横浜市は同税に係る条例自体を廃止している。

国の政策展開は、内容としての妥当性と手続きとしての正当性の確保が必要となる。国だけでなく沖縄県にとっても正当性の確保において行政機関内の判断だけでは不十分であり、最終的には司法の判断を得て行くことが重要となる。一方で、司法での決着が地域問題に対しては深刻な溝を地域にもたらす可能性も存在している。係争処理委員会の審議等も含め十分な透明性を確保した議論展開が必要となる。